

(別紙)

「<施設要件>」新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
(削除)	1) 以下のいずれかに該当すること。 がん診療連携拠点病院*、特定機能病院 *厚生労働大臣が指定するがん診療連 携拠点病院:都道府県がん診療連携拠 点病院及び地域がん診療連携拠点病 院(国立がん研究センター中央病院及 び東病院を含む)都道府県が認定・指 定するがん診療病院及びがん診療拠 点病院は含まない。
2) ~ 3) 略	2) ~ 3) 略
4) <u>自医療機関にて、ILDに対するステロ</u> <u>イド治療等の適切な処置が常時可能で</u> <u>あること。</u>	4) ILDに対するステロイド治療等の適切 な処置が可能であること。
5) ~ 6) 略	5) ~ 6) 略
7) <u>自医療機関にて、胸部画像検査結果</u> <u>等の評価にあたり放射線診断医又は呼</u> <u>吸器科医の協力を得ることが常時可能</u> <u>であること。</u>	7) <u>自医療機関にて、胸部画像検査結果</u> <u>等の評価にあたり放射線診断医又は呼</u> <u>吸器科医の協力を得ることが可能であ</u> <u>ること。</u>
8) ~ 9) 略	8) ~ 9) 略